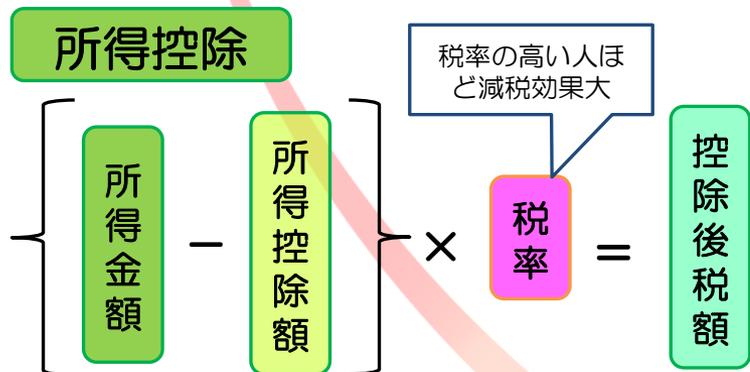


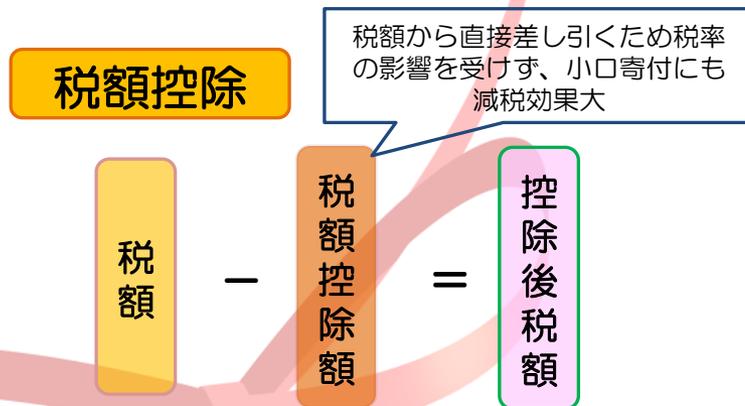
かながわ共同会へのご寄付は税額控除が受けられます

社会福祉法人かながわ共同会は税額控除対象法人の申請を行い、所轄庁である神奈川県より平成30年4月に認可を受けました。それにより、当法人へ個人の方がご寄付をいただくと、確定申告の際に「**税額控除**」か「**所得控除**」のいずれか有利な方を選択し、控除を受けることができます。

「**所得控除**」では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率を乗じて税額を算出します。これに対し「**税額控除**」では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。このため、小口の寄付にも減税効果が大きく、多くの場合「**所得控除**」に比べ「**税額控除**」の方が減税効果が大きくなります。



所得控除額の計算方法
(その年の寄付金の合計額-2,000円) = 控除額



税額控除額の計算方法
(その年の寄付金の合計額-2,000円) × 40% = 控除額

税制優遇措置を受けるためには、確定申告が必要となります。その際には、当法人が発行した領収書と、「**税額控除に係る証明書**」の写しを添付して申告してください。また、住民税の税額控除を受けられる場合もあります。詳しい内容については、お近くの税務署にお問い合わせください。

